○環境省告示第五十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十三条第一項の規定に基づき、知床国立公園の特別地域内に利用調整地区を指定し、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この利用調整地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月十二日

環境大臣　松本　龍

一　名称及び区域

名　称　区　域

知床五湖利用調整地区　北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○防衛省告示第百七十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十二日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年十月二十五日から同年十一月十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十二日

防衛大臣　北澤　俊美

期　間　平成二十二年十月二十五日から同年十一月十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百六十八号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第八十二条の規定に基づき処分をしたので、同法第八十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十二日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　被処分者

(一)　商号　株式会社日本クリード

(二)　代表者氏名　清沢　祥平

(三)　主たる事務所　東京都文京区本郷二丁目十番九号富士ビル三階

(四)　登録番号　大臣（二）第〇三三〇一五号

(五)　登録年月日　平成二十年十二月二十四日

二　処分年月日　平成二十二年九月二十九日

三　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第八十二条に基づく業務停止命令（六十日間）

(一)　業務停止期間　平成二十二年十月十四日から平成二十二年十二月十二日まで

(二)　停止を命ずる業務の範囲

マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結した管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（一の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

○中部地方整備局告示第百三十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年十月十二日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録建築物調査機関の名称

有限会社松林工業

二　住所

三重県津市垂水一九六七番地

三　代表者氏名

代表取締役　松林　秀典

四　登録年月日

平成二十二年九月二十七日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

有限会社松林工業　三重県津市垂水一九六七番地

○四国地方整備局告示第九十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、告示する。

平成二十二年十月十二日

四国地方整備局長　足立　敏之

(1)　登録年月日

平成二十二年十月三日

(2)　登録番号

四国地方整備局長　1

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社とくしま建築住宅センター